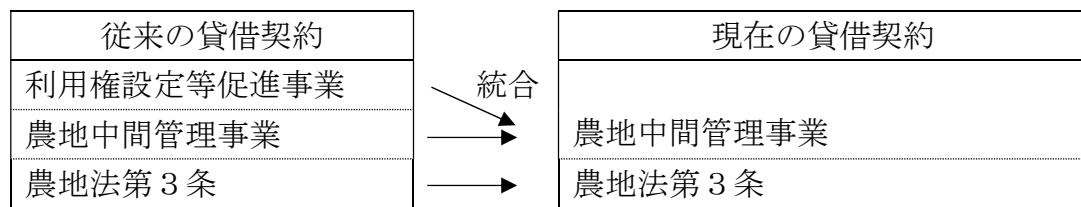


## 農地の貸し借りの手続きが変わりました

法律改正に伴い、「利用権設定等促進事業（貸付人と借受人との直接契約による相対取引）」の受付は、令和6年度で終了しました。

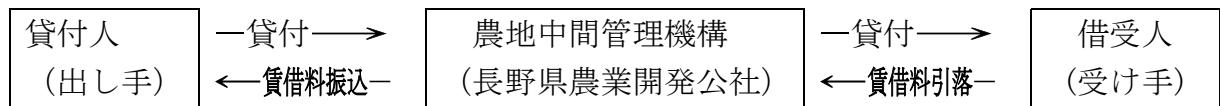
令和7年4月以降の農地の貸し借りの手続きは「農地中間管理事業（農地中間管理機構を介した貸借）」または「農地法第3条」での貸借となっています。



※現在契約期間中の「利用権設定等促進事業」は、権利設定期間が終了するまで有効です。

### 農地中間管理事業による契約とは？

農地の貸付人（出し手）が農地中間管理機構（長野県農業開発公社）を経由して借受人（受け手）と貸借する契約です。



※無償で貸借することもできます。

ご不明な点がありましたら、農業委員会事務局へお問合せください。

〒395-0817 長野県飯田市鼎東鼎 281 番地

飯田市農業委員会事務局

[TEL:0265-21-3219](tel:0265-21-3219) FAX:0265-52-6181